

# 東証のコーポレート・ガバナンス開示の拡充

制度調査部  
横山 淳

## 【要約】

2006年1月13日、東証は上場会社のコーポレート・ガバナンス開示を拡充するための規則改正を行った。

開示内容として、コーポレート・ガバナンス体制、内部統制システムなどが明記されている。

また、開示方法も決算短信の添付資料としての開示から、所定の様式に基づいて報告書を提出し、それを東証ホームページで開示（内容変更の都度、要修正）するものとされている。

## はじめに

2006年1月13日、東京証券取引所（以下、東証）は、上場会社のコーポレート・ガバナンス開示を拡充するため、下記の規則の改正を行ったと発表した<sup>1</sup>。

有価証券上場規程

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、適時開示規則）

優先株及び優先証券等に関する有価証券上場規程の特例

有価証券上場規程に関する取扱い要領

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い

優先株及び優先証券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

上場会社によるコーポレート・ガバナンスに関する開示は、2003年3月期の決算短信から義務化されている。今回の規則改正では、上場会社による「コーポレート・ガバナンス報告書」の提出・開示制度として改めた上で、その開示内容を拡充・明確化し、開示方法も変更することとしている。

以下、その概要を紹介する。

## 1. 開示事項

コーポレート・ガバナンスに関する開示事項を、規則改正の前後で比較すると次のようになる。

<sup>1</sup> 東証のウェブサイト（[http://www.tse.or.jp/guide/rule/taisho/060113\\_a2.pdf](http://www.tse.or.jp/guide/rule/taisho/060113_a2.pdf)）に掲載されている。

事項	改正前（決算短信）	改正後（コーポレート・ガバナンス報告書）
開示事項	<p>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方            経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況            会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要            会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況</p>	<p>コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報            経営上の意思決定・執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況            株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況</p> <p>内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況</p> <p>その他( 敵対的買収防衛策の導入状況など )</p>

東証は、開示事項の改正のポイントについて、次のように説明している。

現状のコーポレート・ガバナンス体制に対する考え方などについて、より詳細に開示していただくこととし、会社のアピールと投資家への説明責任の調和を図ります。

定着しつつある施策を中心に選択回答項目を新設し、比較可能性を高めるとともに、従来のコーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査をも代替するものとします。

その他ガバナンス関連情報を新たに追加するほか、従来の項目と併せて記載ポイントを明確にします。

については、後述するように、新制度の下での「コーポレート・ガバナンス報告書」は電子媒体で東証に提出されることが予定されている。その際、開示事項によっては選択回答項目を設けることによって、実質的に（コーポレート・ガバナンスに関する）アンケート調査の役割も果たさせることを予定しているようである。

については、公表された改正規則では、開示事項の詳細は示されていない。なお、参考までに、昨年11月22日に公表された原案での開示事項を示すと、以下の通りである<sup>2</sup>。

#### (1) 「コーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）及び基本情報等」

自社におけるコーポレート・ガバナンスの目的等

資本構成、企業属性その他のコーポレート・ガバナンスに影響を与え得る各社個別事情等

#### (2) 「会社経営上の意思決定、執行及び監督その他のコーポレート・ガバナンス体制等の状況」

##### 【機関構成、組織運営等に係る事項】

各機関及び各種委員会等の概要

a 監査役設置会社又は委員会設置会社の別

b 人員構成（略歴・属性等）、会社と会社の社外取締役（監査役）等との関係

c 各種委員会の設置趣旨

<sup>2</sup> 2005年11月22日に公表された原案に関しては、拙稿「コーポレート・ガバナンスの開示拡充案」（2005年11月25日付DIR制度調査部情報）なども参照。なお、東証からのヒアリングによれば、現在、開示の細目は原案をベースにして検討中であり、近日中に取扱要領のような形でまとめたいということであった。

取締役及び監査役の独立性

- a 独立取締役（監査役）の有無
- b 独立性についての判断理由等

経営者に対するインセンティブ関係

- a 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況
- b 役員報酬に関する開示の有無及び開示手段

社外取締役（監査役）へのサポート体制

#### 【各種機能（方針及び手続等を含む）に係る事項】

業務執行・監査・監督機能

指名機能

報酬決定機能

#### (3) 「株主その他ステークホルダーとの関係等」

株主総会の活性化、議決権行為の円滑化に向けての取組み状況

IRに関する活動状況

ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

#### (4) 「内部統制システムの整備状況等」

内部統制システムについての基本方針及び整備・運用状況（リスク管理、内部監査、会計監査、コンプライアンス体制等の整備・運用状況を含む。）

#### (5) 「その他」

敵対的買収防衛策の導入状況

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 3 . 開示方法

コーポレート・ガバナンス開示の方法を、規則改正の前後で比較すると次のようになる。

事項	改正前（決算短信）	改正後（コーポレート・ガバナンス報告書）
開示方法	決算短信の添付資料	報告書の提出 報告書の東証ホームページでの開示 (内容変更の都度、要修正)

現行制度の下では、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」の開示は決算短信の添付資料として行われている。

新制度（「コーポレート・ガバナンス報告書」）では、所定の書式に基づいて上場会社が東証に報告を行い、それを東証のHPに掲載するという方法を採用することとしている。その際、報告書の提出は、電子媒体を利用する方向で準備が進められている。

現行制度の下で年1回、決算の時期にのみ開示されていたのが、新制度では、継続的に東証の

HPに掲載されることとなる。加えて、新制度では、原則として「報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく」<sup>3</sup>（適時開示規則 4 の 5）内容変更についての報告を行うこととされており、適時、アップデートすることが要求される。

#### 4 . 実施時期

改正規則の施行日は、2006 年 3 月 1 日が予定されている。

ただし、既存の上場会社については、2006 年 5 月 31 日までに報告書を提出することとされている。

それに合わせて、従来の決算短信の添付資料としての「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」の開示は、2006 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度分から不要となる。

---

<sup>3</sup> なお、変更内容が、資本構成及び企業属性に関する事項である場合には、変更後、最初の定時株主総会の招集日後、地帯なく、変更内容についての報告を行うこととされている。